

ストックホルム条約の附属書に追加された物質の適用除外の見直しについて



2025年4月28日～5月9日に、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs条約）の第12回締約国会議（COP12）が開催され、過去に附属書に追加された物質の認められる目的及び個別の適用除外の見直しがされました。

- (1) 「ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質」(主な用途:フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等)及び「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩、ペルフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)」(主な用途:撥水撥油剤、界面活性剤)の液体燃料から発生する蒸気の抑制及び液体燃料による火災のために配備されたシステム(移動式及び固定式の両方を含む。)における泡消火薬剤用途での製造及び使用に関する適用除外については、2030年6月2日まで4年間延長することが決定されました。
- (2) 「UV-328」(主な用途:紫外線吸収剤)に航空機の断熱ブランケット及びデッキ用の水密テープ、航空機の構造及び機械、内装、電気系統、非常用、推進、環境制御、飛行制御システム用のポリウレタン及びポリアミド接着剤、ポリウレタンコーティング用途での2030年末までの使用に関する適用除外を追加することが決定されました。

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025年5月13日付 環境省報道発表資料](#)

消毒副生成物の検査の期間です！

特定建築物に該当する建物は、定期で水質検査が義務付けられています。中でも消毒副生成物の12項目は、水質検査の実施時期が決められており、6月～9月の間に実施する必要があります。詳しくは下記URLからご覧いただけます。

特定建築物における水質検査：<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR08005.pdf>